

## 近江八幡市パートナーシップ宣誓制度導入に係る 意見公募手続（パブリックコメント）実施要領（案）

### 1. 趣旨

近江八幡市では、性的マイノリティーのカップルを公的に認めることにより、これらの方々の日常生活での生きづらさを軽減するとともに、全ての市民が多様な生き方、価値観を認め合い、互いの人権を尊重し合えるまちとなることを目指すため、性的マイノリティーのカップルが、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、宣誓したことを市が公式に証明する宣誓受領証を交付する「パートナーシップ宣誓制度」を導入することとしました。

このたび「近江八幡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（素案）」がまとまりましたので、この内容に関し、広く市民の皆さまの意見を募集します。

### 2. 公表する資料

「近江八幡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（素案）」

### 3. 資料の公表場所

- ① 市ホームページ
- ② 市役所 情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎 1 階）
- ③ 総合支所 情報公開コーナー（安土町総合支所 1 階）
- ④ 人権・市民生活課（近江八幡市役所本庁舎 2 階）

※情報公開コーナー及び人権・市民生活課では、拡大版の資料もご用意しています。

### 4. 意見の募集期間

令和4年12月 日（ ）～令和4年12月 日（ ）《必着》

### 5. 意見の提出方法及び提出先

- ① 郵送 〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

- ② ファックス 0748-36-5553

- ③ 電子メール 011402@city.omihachiman.lg.jp

- ④ 持参（近江八幡市役所本庁舎2階 人権・市民生活課）

※上記「3. 資料の公表場所」（人権・市民生活課を除く）では提出いただけません。

### 6. 募集対象

- ① 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- ② 近江八幡市内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体

### 7. 留意事項

ご意見をいただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。  
なお、個人情報について公表することはありません。

- ① 件名「近江八幡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（素案）への意見」
  - ② 住所（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）、名前、電話番号、意見内容を明記ください。
  - ③ ご意見は、日本語で提出してください。
  - ④ 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。
- ※書面や日本語でのご意見が難しい場合は、下記「9. 問い合わせ先」までご相談ください。

## 8. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び人権・市民生活課にて公表します。

- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・提出いただいたご意見に対する個別の回答はできません。また、匿名のものや本件とは関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいたご意見の原稿は、返却しません。
- ・提出いただいたご意見を参考にして最終決定し、公表します。

## 9. 問い合わせ先

〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

電話：0748-36-5566

ファックス：0748-36-5553

Eメール：011402@city.omihachiman.lg.jp